

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団表彰基準

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団表彰規程（以下、表彰規程とする）
第8条に基づき、必要な表彰基準を次のとおり定める。

1 表彰の種類及びその対象

表彰規程第2条1から5に規定する表彰事項に関して特に顕著な業績がある
個人や団体を対象として顕彰するにあたり、その種類と対象を次のとおりとする。

(1)個人の表彰

①青少年

表彰を実施する年度の4月1日現在、満25歳未満かつ活動年数が5年以上
であること

②青少年指導者

表彰を実施する年度の4月1日現在、活動年数が10年以上であること

(2)団体の表彰

団体の構成員数が10人以上かつ表彰を実施する年度の4月1日現在、活動
年数が10年以上であること

(3)特別表彰

青少年指導者及び団体であって、表彰を実施する年度の4月1日現在、活動
年数が20年以上かつ過去に通常の財団表彰（社団法人三重県青少年育成県民
会議会長表彰を含む）を受けた場合

(4)活動期間の特例

特に顕著な活動の実績など勘案すべき事由のある場合は、上記の活動期間に
かかわらず表彰の対象とすることができる。この場合においては、理事長が特
別に推薦を行い審査会に付するものとする。

2 過去の表彰

過去に当該表彰（社団法人三重県青少年育成県民会議会長表彰を含む）を受
けた個人または団体及び当該団体の児童・青少年育成担当職員はこの表彰の対
象外とする。但し、「1(3)」に規定する特別表彰はこの限りではない。

3 顕著な業績

顕著な業績とは、子どもや若者の育成に資する継続的または定期的な活動で
あり、その実績が他の模範となる等顕著なものであることをいう。

4 表彰数

当該表彰規程による表彰は、年間20件以内とする。

5 表彰候補者の推薦

推薦者ごとの推薦件数は、個人の部各2名以内、団体の部2団体以内とする
（団体にあつては活動が継続中であること）。

同一部門において複数名推薦する場合は推薦順位を付すこと

（平成30年11月14日改定）